

# 山口県報

平成 28 年  
12月 6 日  
(火曜日)

## 目 次

〇規則  
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………一

〇告示  
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を  
しなければならぬ区域の指定(環境政策課)……………三  
道路の区域の変更(道路整備課)……………三  
道路の廃止の承認(建築指導課)……………四  
〇公安委告示  
技能検定員審査の実施……………四  
教習指導員審査の実施……………七



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第六十二号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記第五十四号様式中「⑧、⑨、⑩」を「⑧、⑨、⑩」に、「⑪」を「⑫」に、「⑬」を「⑭」に、

「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）  
附則第8条の規定による控除額」  
⑭

や

「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）  
附則第8条又は地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第5条の規定による控除額」  
⑭

じ

⑮

「仮装経理に基づく事業税額の控除額」  
⑮

や

「仮装経理に基づく事業税額の控除額」  
⑮

じ

「既に納付の確定した当期分の事業税額」  
⑯

や

「既に納付の確定した当期分の事業税額」  
⑯

じ

「⑮の内訳」  
⑰

や

「⑯の内訳」  
⑱

じ

「⑲の内訳」  
⑲

や

「⑲の内訳」  
⑲

じ

「仮装経理に基づく地方税法人特別税額の控除額」  
⑳

や

「仮装経理に基づく地方税法人特別税額の控除額」  
⑳

じ

「既に納付の確定した当期分の地方税法人特別税額」  
㉑

や

「既に納付の確定した当期分の地方税法人特別税額」  
㉑

じ

「この通知書により納付すべき加算金額」  
⑳

や

「この通知書により納付すべき加算金額」  
⑳

じ

課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	②⑧
②以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	②⑦
法人税割額	②⑨又は②⑦×700
外国の法人税等の額の控除額	②⑨
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	③①
利子割額の控除額(控除した金額④⑨)	③①
差引法人税割額	②⑧-②⑨-③①-③②
既に納付の確定した当期分の法人税割額	③③
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	③④
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額(④⑥)	③⑤
この通知書により納付すべき法人税割額	③⑥-③③-③④+③⑤
算定期間中において事務所等を有していた月数	③⑦
均等割額	円× $\frac{③⑦}{③⑧}$
既に納付の確定した当期分の均等割額	③⑨
この通知書により納付すべき均等割額	③⑨-③⑨-④①
この通知書により納付すべき県民税額	④①+④②

よ

課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	②⑦
②以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	②⑧
法人税割額	②⑦又は②⑧×700
県民税の特定寄附金税額控除額	③①
外国の法人税等の額の控除額	③①
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	③②
利子割額の控除額(控除した金額④⑨)	③③
差引法人税割額	②⑧-③①-③②-③③
既に納付の確定した当期分の法人税割額	③④
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	③⑤
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額(④⑧)	③⑦
この通知書により納付すべき法人税割額	③⑧-③⑤-③⑥+③⑦
算定期間中において事務所等を有していた月数	③⑨
均等割額	円× $\frac{③⑨}{④①}$
既に納付の確定した当期分の均等割額	④②
この通知書により納付すべき均等割額	④②-④②-④③
この通知書により納付すべき県民税額	④③+④④

こ

利子割額(控除されるべき金額)	④②
控除した金額(②⑧-②⑨-③①-③②と④②のうち少ない額)	④③
控除しきれなかった金額	④④
既に還付を請求した利子割額	④⑤
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額	④⑥

よ

利子割額(控除されるべき金額)	④④
控除した金額(②⑧-③①-③②と④④のうち少ない額)	④⑤
控除しきれなかった金額	④⑥
既に還付を請求した利子割額	④⑦
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額	④⑧

こはる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三百九十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十八年十二月六日

山口県知事 村岡 副 政

- 一 形質変更時要届出区域
  - 防府市鐘紡町一六二の三の一部及び一九七の二の一部
- 二 特定有害物質の種類
  - 鉛及びその化合物

山口県告示第三百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年十二月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
路線名 仙崎港線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
長門市東深川字西新開二三七の一地 先から 同市東深川 同字一三六の四地先ま で	最狭 一一・二〇	最狭 一一・三〇	六・五	六・五	

山口県告示第三百九十九号

建築基準法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十号）第十九条の規定により、次の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の廃止を承認した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十八年十二月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅 (メートル)員	延 (メートル)長	道路の敷地に係 る土地の面積 (平方メートル)
柳井市柳井字稻積二二の二七	八・〇	五二・二	四二七・〇〇



山口県公安委員会告示第六十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十八年十二月六日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類  
技能検定員審査（大型）及び技能検定員審査（中型）
- 二 審査の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十九年一月十日（火曜日）及び同月十一日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十八年十二月十二日（月曜日）から同月十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類  
(一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）  
(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面  
(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車運転免許証の提示が可能な運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
二万三千四百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千元

二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百円
三 教則の内容となっている事項	二千四百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千四百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	二千元
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千七百五十円
備考 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（普通）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十九年一月十一日（水曜日）及び同月十二日（木曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十八年十二月十二日（月曜日）から同月十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、

それそれ当該各号に該当することを証する書面	
(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）	
六 運転免許証の提示	
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。	
七 審査手数料	
一万九千六百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。	
備考 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に八百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	
備考	
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百五十円
三 教則の内容となっている事項	千九百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千五百円
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千六百円
備考	
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百五十円
三 教則の内容となっている事項	千九百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千五百円
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千六百円

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。



審査の種類	審査の細目	減ずる額
一 審査の種類 技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引） 二 審査の日時及び場所 （一）日時 平成二十九年一月十三日（金曜日）及び同月十六日（月曜日）の午前九時から午後五時十五分まで （二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百円
三 審査申請書の受付期間及び時間 平成二十八年十二月十二日（月曜日）から同月十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで 四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課 五 提出書類 （一）技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。） （二）規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面 （三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。） 六 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。 七 審査手数料 一万四千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。	二千五百円	

審査の種類	審査の細目	減ずる額
一 審査の種類 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種） 二 審査の日時及び場所 （一）日時 平成二十九年一月十三日（金曜日）及び同月十六日（月曜日）の午前九時から午後五時十五分まで （二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	三 審査申請書の受付期間及び時間 平成二十八年十二月十二日（月曜日）から同月十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで 四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課 五 提出書類 （一）技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。） （二）規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面	千九百五十円
六 自動車運転技能の評価方法に関する知識 備考 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	六 教則の内容となつてゐる事項	千九百五十円
七 技能検定の実施に関する知識	四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百五十円
八 その他 （一）審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。 （二）この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。	五 技能検定の実施に関する知識	二千五百円
九 自動車運転技能の評価方法に関する知識	六 自動車運転技能の評価方法に関する知識	二千五百五十円

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示  
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料  
 二万七千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万七千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千四百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円
備考 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千円を減ずるものとする。	

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一七三二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第六十六号

道路交通法(昭和三十一年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり

実施する。

平成二十八年十二月六日

山口県公安委員会

一 審査の種類  
 教習指導員審査(大型)及び教習指導員審査(中型)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年一月十六日(月曜日)及び同月十七日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間  
 平成二十八年十二月十二日(月曜日)から同月十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。))別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千九百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千九百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額

一	教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千元
二	技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三	学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千五百五十円
五	自動車教習所に関する法令についての知識	千五百五十円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千四百円
備考	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（普通）

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年一月十七日（火曜日）及び同月十八日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十八年十二月十二日（月曜日）から同月十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）

備考	普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。		
一	教習指導員として必要な自動車の運転技能	減	ず
二	技能教習に必要な教習の技能	千	二百五十円
三	学科教習に必要な教習の技能	千	二百円
四	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千	三百五十円
五	自動車教習所に関する法令についての知識	千	三百五十円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千	三百円
七	審査手数料	一	万八千八百円
備考	一万八千八百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万八千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。		
八	その他	(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。	

(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。



審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円

- 一 審査の種類
  - 教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）
- 二 審査の日時及び場所
  - (一) 日時 平成二十九年一月十九日（木曜日）及び同月二十日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
  - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
  - 平成二十八年十二月十二日（月曜日）から同月十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
  - 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
  - (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
  - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
  - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
  - 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
  - 九千四百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口市収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

三 学科教習に必要な教習の技能	千円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円
備考	
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。	

- 八 その他
  - (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
  - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
  - 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）
- 二 審査の日時及び場所
  - (一) 日時 平成二十九年一月十九日（木曜日）及び同月二十日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
  - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
  - 平成二十八年十二月十二日（月曜日）から同月十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
  - 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
  - (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
  - (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示  
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千七百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考  
 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三一―二九〇〇)にすること。